



令和7年度 福津市 介護サービス事業所等集団指導

福津市高齢者サービス課 介護事業所指導係

記録の整備について

対象：全サービス



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護保険施設等運営指導マニュアル

福祉・介護

介護保険施設等運営指導マニュアル

「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」

介護保険施設等に対する指導については、適正な制度運用を図る観点から極めて重要であり、その実施に当たっては、介護保険施設等に対する支援として行うことを基本としておりますが、近年、特にその実施方法の標準化や効率的な実施が求められています。

そこで、指導の標準化・効率化の実現を図り、適切な指導を行うための参考となるよう、令和4年3月より本マニュアルをお示ししているところです。

本マニュアルでは、「Ⅰ 基本編」として指導に関する基本的な考え方をお示しし、「Ⅱ 実践編」では具体的な指導の実施方法等について解説しておりますが、今後、自治体等からの御意見や実施方法の具体例等があれば、検討の上、随時内容に反映させていきたいと考えております。

また、指導に際して運営基準を踏まえて確認すべき項目や文書について、各サービス毎にまとめたものを別添でお示ししていますので、本マニュアルと併せて参考としてください。

本マニュアル等が、介護保険施設等に対し、適切な指導を行うための一助となれば幸いです。

PDF [\[49KB\]](#) ・ 介護保険施設等運営指導マニュアルについて (通知)

「運営指導マニュアル本文」

PDF [\[1.5MB\]](#) ・ 運営指導マニュアル本文

「別添 確認文書・確認項目一覧」

PDF [\[15.6MB\]](#) ・ 別添 確認文書・確認項目一覧

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

福祉・介護

障害者福祉

生活保護・福祉一般

介護・高齢者福祉

雇用・労働

『【厚労省】介護保険施設等運営指導マニュアル別添確認項目及び確認文書』として、集団指導資料としてPDFデータを事前送付しております。各事業所におかれましては、該当するサービス種別をご確認いただき、記録の整備・保管状況の再確認をお願いいたします。

電子申請・届出システム利用の原則化について

対象：全サービス

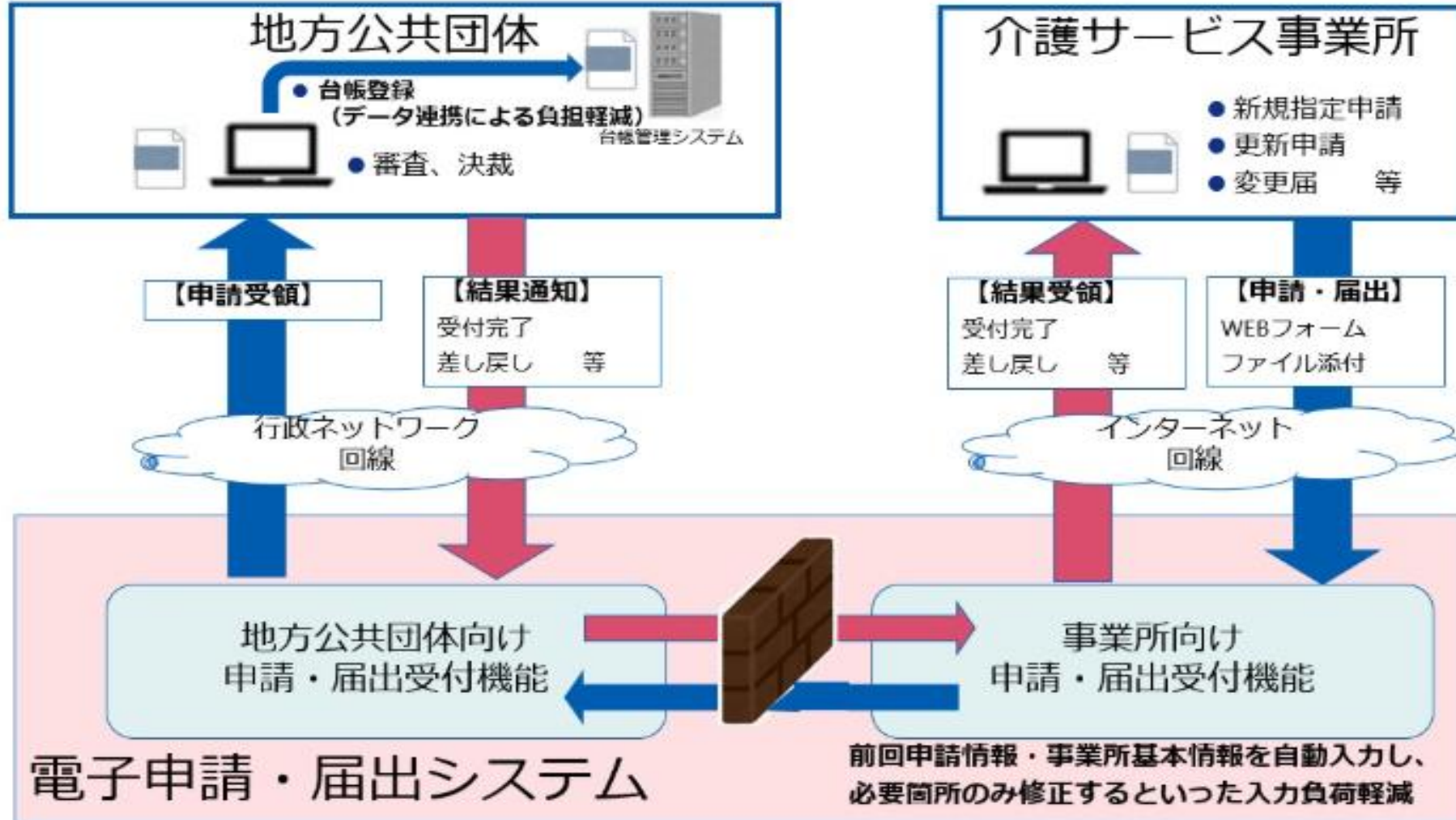


1. 電子申請・届出システムの概要

出典：厚労省HPより引用・編集

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請等ウェブ入力・電子申請を実現します。

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



介護事業所の電子申請のステップについて

対象：全サービス



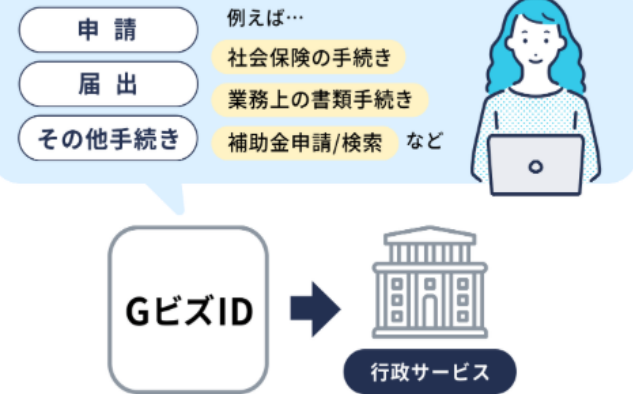
STEP1 GビズIDの取得

出典：デジタル庁HPより引用・編集

GビズIDとは？

デジタル庁発行の事業者向けIDです

GビズIDは、事業者を対象とした
共通認証システムです。
アカウントを作成すると、
複数の行政サービスにログインでき
業務上の電子届出や申請に使用できます。



オンライン申請、これひとつ

GビズIDで、
効率化!

思っていたより
簡単でした
(50代・男性)

オンラインで最短即日
作成できます



法人または個人事業主の
すべての方が対象です



アカウントは無料で
作成できます



STEP2 アカウント登録

出典：厚労省HPより引用・編集

【ログイン画面】

介護サービス情報指定申請システム

GbizIDでログインする

 GbizIDでログインする

 GbizIDを作成する

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

【アカウント登録】

介護サービス情報指定申請システム

[お問い合わせ](#) [ヘルプ](#) [ご利用ガイド](#)

介護サービス情報指定申請システム アカウント登録

GbizIDで介護サービス情報指定申請システムに初めてログインする場合には、介護サービス情報指定申請システムのアカウント登録が必要です。必要な情報を記入し、アカウント登録を行ってください。

法人名(必須)	<input type="text"/>
介護事業所名	<input type="text"/>
代表者電話番号	<input type="text"/>
利用者氏名(必須)	姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/>
利用者電話番号(必須)	<input type="text"/>
利用者メールアドレス(必須)	<input type="text"/>

確認

戻る

[このページのトップ](#)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

STEP2 アカウント登録(後)

メニュー画面では、申請届出の状況確認や、新規指定申請等を行うことができます。

出典：厚労省HPより引用・編集

介護サービス情報指定申請システム

お問合せ先 ヘルプ ユーザ情報 ご利用条件 ログアウト

メニュー >

指定申請メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. 申請届出状況確認
申請・届出の状況確認、差し戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

【申請メニュー】

1. 新規指定申請
新規指定申請を行う機能

2. 変更届出
1. 介護保険事業の変更届出
介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能
2. 法人情報に係る一括変更届出
複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更の届出を行う機能

3. 更新申請
更新申請を行う機能

4. その他

1. 再開届出
2. 廃止・休止届出
3. 指定辞退届出
4. 指定を不要とする旨の届出※
5. 介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請※
6. 介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請※
7. 介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請※
8. 指定介護療養型医療施設指定変更申請※
※4から8は居住施設サービスのみ。

5. 加算に関する届出
加算に関する届出を行う機能

6. 他法制度に基づく申請届出
介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

申請・届出の状況確認を行うことができます

各種申請・届出を行うことができます

STEP3 登記情報提供サービス（推奨）

出典：一般財団法人 民事法務協会HPより引用・編集

登記情報提供サービス

推奨環境 お知らせ一覧 サイトマップ

お問い合わせ

検索

ホーム サービス概要 申込方法 操作方法 登録内容の変更 よくあるご質問

インターネット上で不動産および法人登記情報をご覧いただける有料サービスです。
→ 詳しくはこちらをクリック

電話が繋がらない場合は、ご意見・ご質問はWebフォームまたはFAXによりお問い合わせください。
Webフォームは [ここをクリック](#) FAXの方 [一太郎用](#) [Word用](#)

ただいまの時間はサービスを提供しておりません
なお、利用時間帯にこの表示がされた場合は、ツールバー上の更新ボタンをクリックして画面を更新してください。
画面が更新できない場合は、[ここをクリック](#)してください。
→ [初めての方へ](#)

ご利用者別登録メニュー

→ 利用時間 平日 8:30~23:00 土日祝日 8:30~18:00
(注) 地図・図面情報 平日 8:30~21:00
メンテナンス情報は[こちら](#)

1 DAY 一時利用 1日限定
申込方法 → 利用申込 →

個人利用
申込方法 → 利用申込 →

法人利用
申込方法 → 利用申込 →

公共機関利用
申込方法 → 利用申込 →

お知らせ 一覧

NEW 2026.01.29 [動産・債権請求に関わる画面のスマートフォン対応に関するお知らせ](#)

NEW 2026.01.29 [請求書WEB配信サービスの利用停止について](#)

NEW 2026.01.26 [解約手続きのWEB化に関するお知らせ](#)

法人・公共機関向け 請求書WEB配信サービス
利用開始手順は[こちら](#)

ご確認ください 推奨環境

法務省からのお知らせ 相続登記が義務化されました

くらし・手続き・防災

教育・文化・環境

健康・福祉

産業・ビジネス

市民共働

市政情報

現在の位置 [ホーム](#) > [組織一覧](#) > [高齢者サービス課](#) > [介護事業所指導係](#)
> [介護事業所の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」の運用について](#)



介護事業所の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」の運用について



更新日：2025年10月16日

「電子申請・届出システム」について

令和6年4月1日に施行された介護保険法施行規則の一部を改正する省令により、介護事業所の指定申請等の届出を電子申請・届出システムにより提出される運用が開始されました。

介護事業所指導係

- > [新型コロナウイルスにかかる介護サービス事業所の対応について](#)
- > [介護サービス事故にかかる報告要領について](#)
- > [訪問介護の規定回数を超える届出](#)

※福津市HP掲載ページ

[ホーム](#) > [組織一覧](#) > [高齢者サービス課](#) > [介護事業所指導係](#) > [介護事業所の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」の運用について](#)

介護サービス情報公表システムについて

対象：全サービス



このホームページでは、全国約21万か所の「介護サービス事業所」の情報が検索・閲覧できます。皆様の「事業所・施設選び」を支援いたします。

まずは、このホームページの「[全国地図](#)」から、お住まいの都道府県を選択（クリック）して下さい！

「介護サービス事業所」とは、介護保険法に基づき、自宅における生活支援、日帰りで通う機能訓練・デイサービス及び施設における入所（入居）支援などのサービスを提供する事業所又は施設のことです。

都道府県知事等により「指定」を受けています。

また、市町村が地域包括支援センター、生活支援等サービス、認知症に関する相談窓口、有料老人ホームの情報を公表している場合は、このホームページで検索できます。

▶ 最初にお読みください

▶ 公表されている介護サービスについて

▶ 公表されている生活関連情報について

▶ サービス付き高齢者向け住宅について

▶ 介護保険の解説

▶ 関連情報

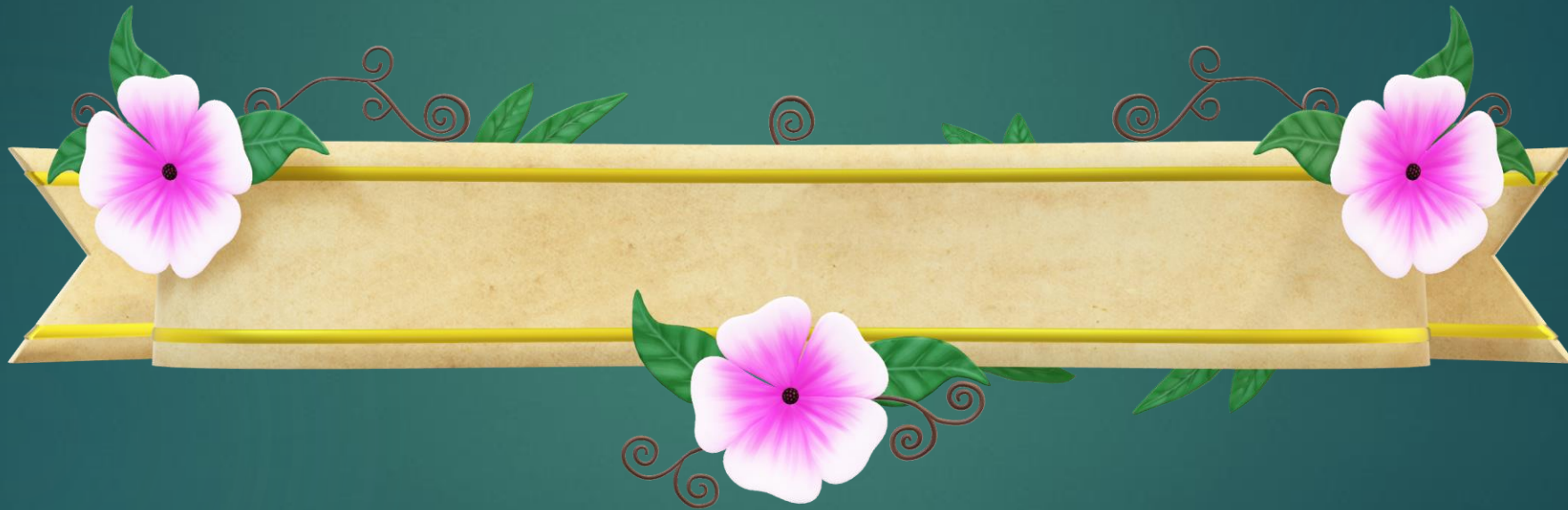
ご覧になりたい都道府県をクリックしてください。

北海道											
青森											
秋田	岩手										
山形	宮城										
福島											
新潟		石川		福井	富山	長野	群馬	栃木	茨城		
山梨		京都	滋賀	岐阜	愛知	静岡	山梨	埼玉	千葉		
和歌山		大阪	奈良	三重			神奈川	東京			
鳥取		山口	島根	岡山	兵庫						
徳島											
高知											
香川											
愛媛											
佐賀		福岡									
熊本		大分									
宮崎											
鹿児島											

延べ：32,816,907 本日：10,928 昨日：18,717

業務継続計画の作成について

対象：全サービス



介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<感染症編>

- PDF [・感染症発生時の業務継続ガイドライン \[2.7MB\]](#)
- X [・感染症ひな形 \(入所系\) \[89KB\]](#) X [・感染症ひな形 \(通所系\) \[89KB\]](#) X [・感染症ひな形 \(訪問系\) \[88KB\]](#)

【例示入り】<R5年度>

- PDF [・感染症ひな形 \(入所系\) \[1.3MB\]](#)
- X [・感染症ひな形 \(入所系\) \[113KB\]](#)
- PDF [・感染症ひな形 \(通所系\) \[1.4MB\]](#)
- X [・感染症ひな形 \(通所系\) \[114KB\]](#)
- PDF [・感染症ひな形 \(訪問系\) \[1.4MB\]](#)
- X [・感染症ひな形 \(訪問系\) \[111KB\]](#)



<自然災害編>

- PDF [・自然災害発生時の業務継続ガイドライン \[2.6MB\]](#)
- X [・自然災害ひな形 \[104KB\]](#)

【例示入り】<R5年度>

- PDF [・自然災害ひな形 \(共通\) \[1.7MB\]](#)
- X [・自然災害ひな形 \(共通\) \[281KB\]](#)
- PDF [・自然災害ひな形 \(サービス固有\) \[174KB\]](#)
- X [・自然災害ひな形 \(サービス固有\) \[18KB\]](#)

動画の構成

ひな形 (例示入り) を活用した BCPの作り方の解説	作成したBCPを役立つものにするための机上訓練の解説
1. BCP作成 (入所系)	5. 机上訓練 (入所系)
2. BCP作成 (通所系)	6. 机上訓練 (通所系)
3. BCP作成 (訪問系)	7. 机上訓練 (訪問系)
4. BCP作成 (居宅介護)	8. 机上訓練 (居宅介護)

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

今回使用する資料

- (1) 業務継続ガイドライン 令和6年3月に更新された最新版 感染症(第2.0版)、自然災害(第1.1版)
- (2) ひな形 (例示入り) 感染症は第2.0版対応の最新版 自然災害は更新なし

例示入りひな形は全5種類

類型	感染症	自然災害	
入所	①入所系	④共通	⑤サービス固有・・・通所 ⑤サービス固有・・・訪問 ⑤サービス固有・・・居宅介護支援
通所	②通所系		
訪問	③訪問系		

⑤サービス固有は、④共通の中に追加

1.2 BCPひな形の使い方(1)

➤ 記入例が黒字で記入済み。必要に応じて修正、追加・削除

1. 総則

施設内で方針を決定する。

法人、事業所の実情に応じて記入例を参考に検討する。記入例のままでも支障がない場合は記入例のままでも可

1.1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者(感染疑いを含む)が施設内で発生しても、サービス提供を継続するために当該施設の実施すべき事項を定めるとともに、定められた時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

1.2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ①入所者の安全確保：
入所者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
- ②サービスの継続：
入所者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
- ③職員の安全確保：

医療と介護の連携の推進について



医療と介護の連携の推進

➤ これまでの新型コロナウイルス感染症への対応における取組も踏まえ、在宅医療を担う地域の医療機関と介護保険施設等において、実効性のある連携の構築を促進する観点から、介護保険施設等と医療機関の連携に関する要件及び評価等を見直す。また、かかりつけ医と介護支援専門員との連携を強化する観点から、当該連携に関する評価を見直す。

出典：厚労省『令和6年12月22日 日本在宅療養支援病院協議会研究会』より引用・編集

介護保険施設等と連携する医療機関 【在宅医療を担う医療機関や感染対策を担う医療機関等】

介護保険施設等との連携の推進

- ・ **介護保険施設等の求めに応じて協力医療機関を担うことが望ましいことを要件化**
在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院、在宅療養支援診療所及び地域包括ケア病棟を有する病院において、要件化
- ・ **感染症対策向上加算等の専従要件の明確化**
介護保険施設等からの求めに応じて行う専門性に基づく助言が感染対策向上加算等のチームの構成員の専従業務に含まれることを明確化する
- ・ **介護保険施設等連携往診加算の新設**
入所者の病状の急変時に、介護保険施設等の協力医療機関であって、平時からの連携体制を構築している医療機関の医師が往診を行った場合についての評価
- ・ **介護保険施設等における医療保険で給付できる医療サービスの範囲の見直し**
高度な薬学的管理を必要とする薬剤を処方した場合の「F400 処方箋料」を医療保険からの給付とする等の見直し
- ・ **協力対象施設入所者入院加算の新設**
介護保険施設等の入所者の病状の急変時に、介護保険施設等と平時からの連携体制を構築している保険医療機関の医師が診察を実施した上で、入院の必要性を判断し、入院をさせた場合の評価

地域包括診療料等を算定する医療機関

- ・ **地域包括診療料等の算定要件の見直し**
地域包括診療料等の算定要件に介護支援専門員との相談に応じること等を追加する。また、担当医がサービス担当者会議又は地域ケア会議への参加実績又は介護支援専門員との相談の機会を確保していることを施設基準に追加

●：診療報酬 ■：介護報酬

(1) 平時からの連携
(カンファレンス等による入所者の情報の共有等)

- **協力対象施設入所者入院加算等の基準として規定**
- **感染症対策向上加算等の専従要件の明確化**
- **協力医療機関連携加算の新設**
- **高齢者施設等感染対策向上加算の新設**

(2) 急変時の電話相談・診療の求め

(3) 相談対応・医療提供

- **介護保険施設等連携往診加算の新設**
- **医療保険で給付できる医療サービスの範囲の見直し**

(4) 入院調整

- **協力対象施設入所者入院加算の新設**
- **退所時情報提供加算の見直し**

(5) 早期退院

- **退院が可能となった場合の速やかな受け入れの努力義務化**

医師等と介護支援専門員との連携

介護保険施設等

【特養・老健・介護医療院】

協力医療機関等との連携の強化

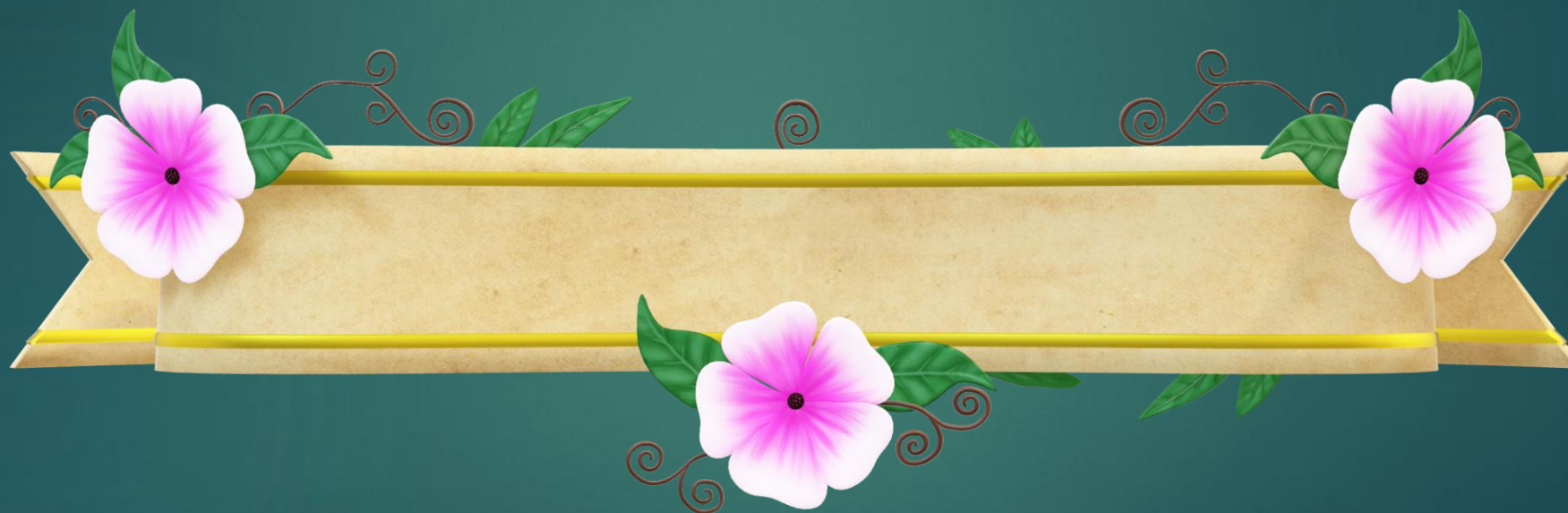
- ・ **診療や入院受入れ等を行う体制を確保した協力医療機関を定めることの義務化**
以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務化
① 入所者の病状が急変した場合等に相談対応を行う体制を常時確保
② 診療の求めがあった場合の診療を行う体制を常時確保
③ 入院を要する入所者の入院を原則受け入れる体制の確保
※ 協力医療機関との間で1年に1回以上入所者の病状の急変が生じた場合の対応方針について確認
- ・ **協力医療機関連携加算の新設**
介護保険施設等において、定期的な会議の実施による協力医療機関との連携体制の構築を評価
- ・ **高齢者施設等感染対策向上加算の新設**
感染対策向上加算を算定する医療機関等が行う研修に参加すること等や実地指導を受けることを評価
- ・ **退所時情報提供加算の新設**
入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関に対し、生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価
- ・ **早期退院の受け入れの努力義務化**
退院が可能となった場合の速やかな受け入れについて努力義務化

居宅介護支援事業所

- ・ **入院時情報連携加算の見直し**
入院当日に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合について評価を充実
- ・ **通院時情報連携加算の見直し**
算定対象に歯科医師を追加

協力医療機関との連携体制の構築について

対象：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護



1. (3) ⑱ 協力医療機関との連携体制の構築

出典：厚労省『令和6年度介護報酬改定における改定事項について』より引用・編集

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

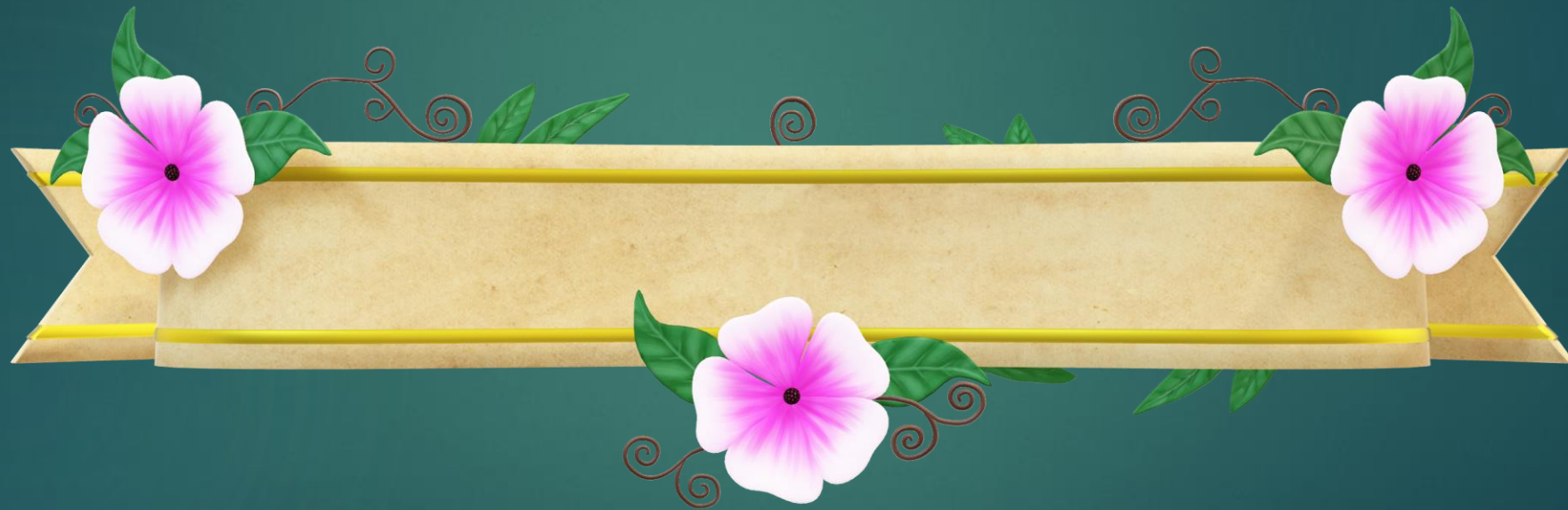
概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

入院時連携加算について

対象：居宅介護支援



1. (3) ⑩ 入院時情報連携加算の見直し

出典：厚労省『令和6年度介護報酬改定における改定事項について』より引用・編集

概要

【居宅介護支援】

- 入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。
【告示改正】

単位数・算定要件等

※ (I) (II) いずれかを算定

<現行>

入院時情報連携加算 (I) 200単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<改定後>

入院時情報連携加算 (I) **250**単位/月 (変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

<現行>

入院時情報連携加算 (II) 100単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<改定後>

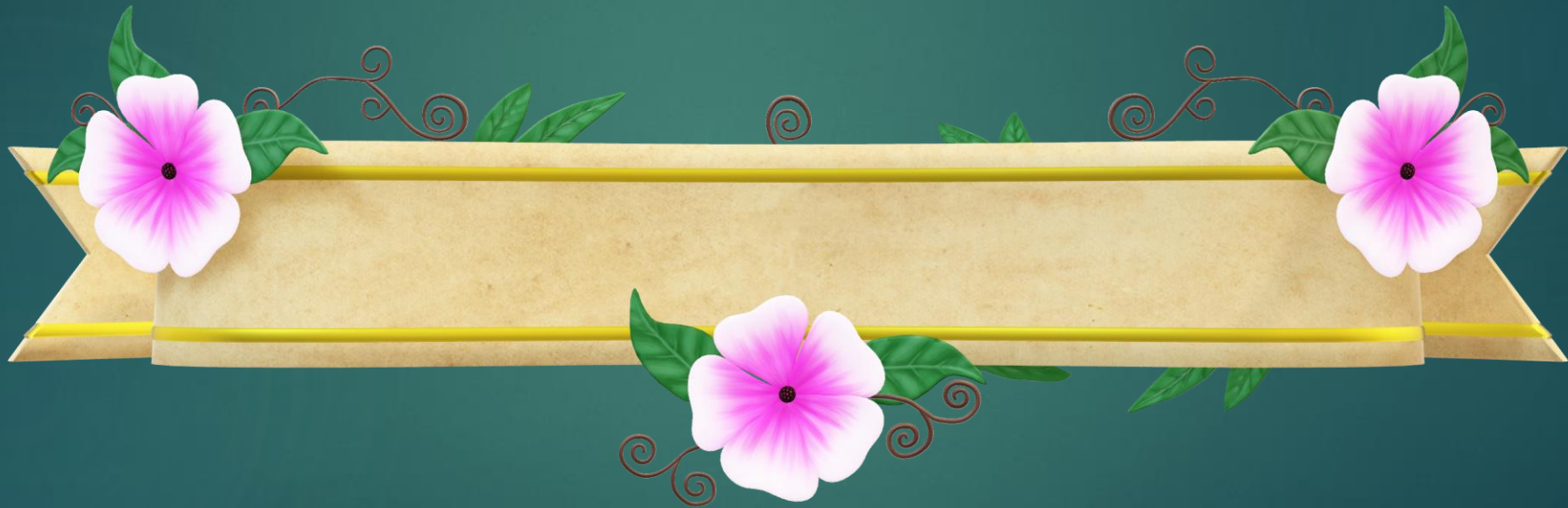
入院時情報連携加算 (II) **200**単位/月 (変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

通院時情報連携加算について

対象：居宅介護支援



1. (3) ⑪ 通院時情報連携加算の見直し

出典：厚労省『令和6年度介護報酬改定における改定事項について』より引用・編集

概要

【居宅介護支援】

- 通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しを行う。【告示改正】

単位数

< 現行 >
通院時情報連携加算 50単位



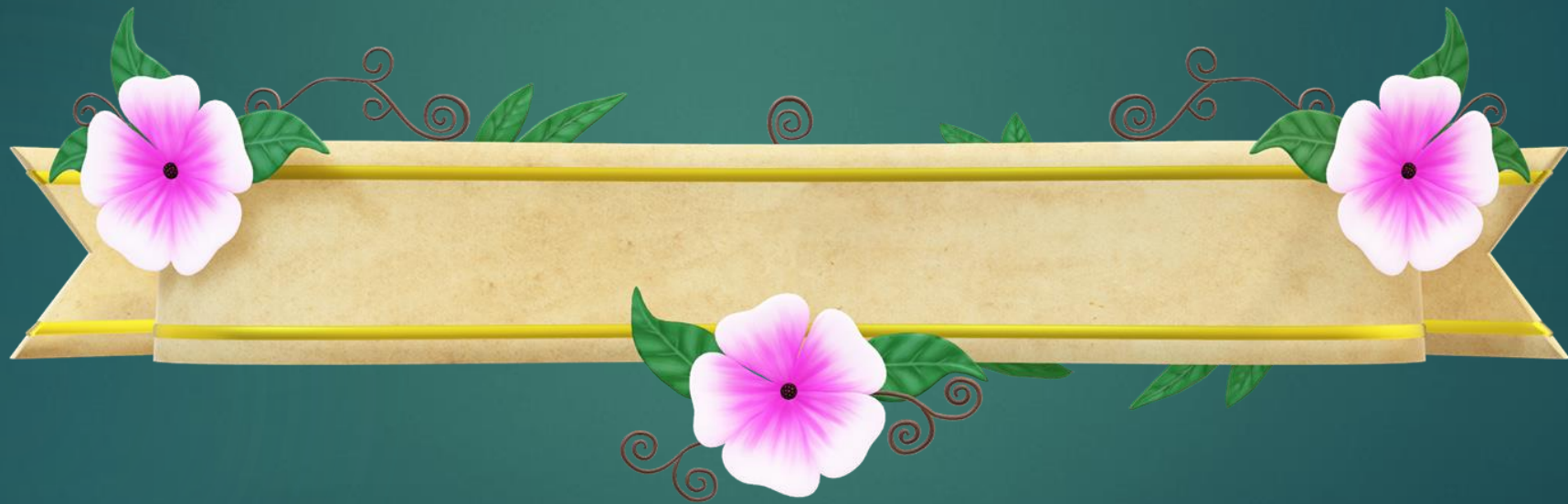
< 改定後 >
変更なし

算定要件等

- 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

特定事業所加算について

対象：居宅介護支援



算定要件等

算定要件	(I)	(II)	(III)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること			○	
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		x	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること			○	
(8) <u>家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること</u>			○	
(9) 居宅介護支援費に係る <u>運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと</u>			○	
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり <u>45名未満</u> （居宅介護支援費（II）を算定している場合は <u>50名未満</u> ）であること			○	
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること			○	

特定事業所加算に係る注意点について

■会議の定期的開催（算定要件3）

【加算要件】

- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的[※]に開催すること。

【ポイント】

- ・「定期的」とは、概ね週1回以上であること。
- ・会議の開催にあたっては、以下の7項目について議事を行うこと。
 - ① 処遇困難ケースの具体的な処遇方針
 - ② 過去ケースの問題点及び改善方策
 - ③ 地域における事業者や活用できる社会資源
 - ④ 保健医療及び福祉に関する制度
 - ⑤ ケアマネジメントに関する技術
 - ⑥ 利用者からの苦情があった場合には、その内容及び改善方針
 - ⑦ その他必要な事項
- ・会議の開催にあたっては、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な方法（テレビ電話やオンライン会議システム等）での開催が認められているが、リアルタイムでの意見交換ができない方法（資料の閲覧やメールでの情報伝達等）での開催は、不可とされている。

■計画的な研修の実施（算定要件6）

【加算要件】

- ・指定居宅介護支援事業所の全ての介護支援専門員に対し、介護支援専門員ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

【ポイント】

- ・研修計画は、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定める必要があるため、対象となるサービス従事者それぞれにおいて計画を策定すること。また、研修を受講した記録等を残しておくこと。
- ・職員各々の目標等に応じた研修を位置付けること。
- ・中途入職者に対しても、研修計画を作成し、研修を実施すること。

■研修会・事例検討会の開催・参加（算定要件8）

【加算要件】

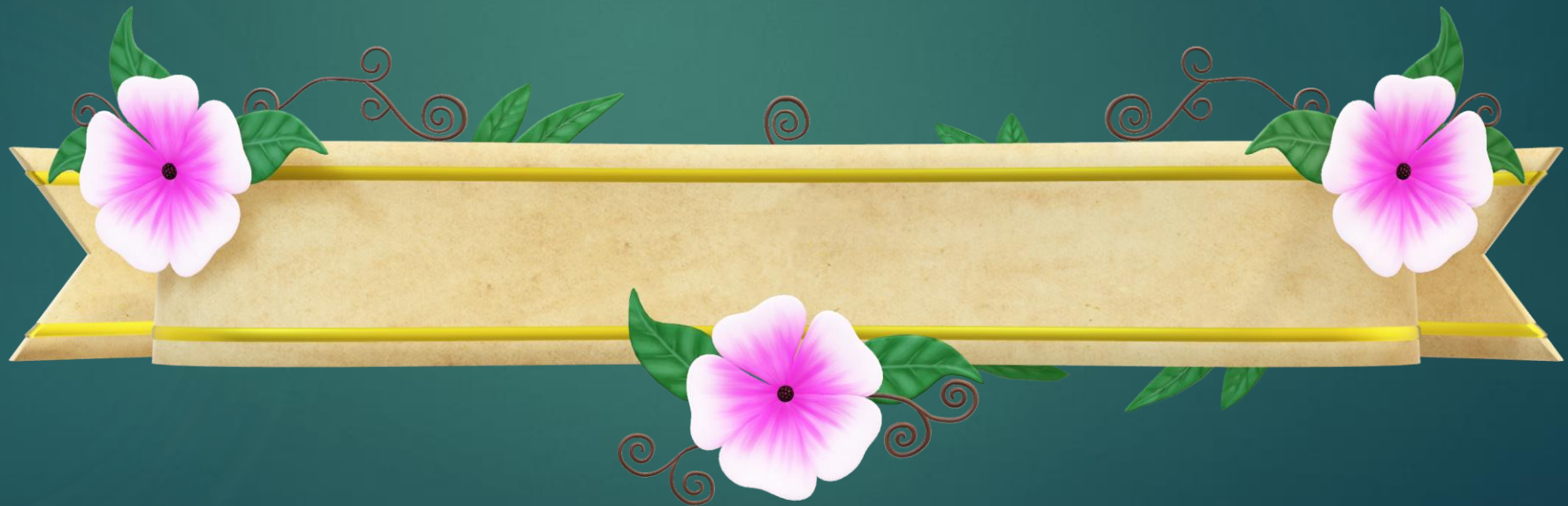
- ・ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

【ポイント】

- ・ヤングケアラー等に関する研修については、上記例示のほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものも含まれる。
- ・同一法人内にとどまらず、他の運営法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組みを、自ら率先して実施しなければならないことに留意すること。
- ・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会については、実施内容及び時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならないこと。

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせ て提供する場合の取扱い

対象：（認知症対応型）通所介護



介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱い

【通所介護提供中の利用者に保険外サービスを提供する場合】

● 通所介護事業所内において利用者に対して提供されるサービスは、基本的には通所介護サービスとなるため、別に費用徴収することはできない。以下の4つのサービスについては、通所介護と明確に区分することが可能であるため、通所介護を中断して保険外サービスとして提供し、その後引き続き通所介護を提供することが可能

○事業所内において、美容サービス又は健康診断、予防接種若しくは採血

※ 鍼灸や柔道整復等の施術を行うことはできず、無資格者によるマッサージの提供は禁止されている。

○利用者個人の希望により事業所からの外出に係る同行支援

※ 機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられた外出以外に、利用者個人の希望により、保険外サービスとして、個別に通所介護事業所からの外出を支援するものである。外出中には、利用者の希望に応じた多様な分野の活動に参加することが可能である。

○物販・移動販売やレンタルサービス

○買い物等代行サービス

【留意事項】

地域密着型(認知症対応型)通所介護の提供時間の算定に当たっては、保険外サービスの提供時間を除外して報酬請求すること。

通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所サービス計画を、利用者本人(又はその家族)に対して説明し同意を得て、通所サービスの利用料とは別に費用請求がうこと。

契約の締結前後に、利用者の担当の介護支援専門員に対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること。その際、当該介護支援専門員は、必要に応じて事業者から提供されたサービスの内容や提供時間等の保険外サービスに関する情報を居宅サービス計画(週間サービス計画表)に記載すること

総合マネジメント体制加算の見直しについて

対象：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護援



総合マネジメント体制強化加算の見直し

出典：厚労省『社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）』より引用・編集

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける。なお、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から評価の見直しを行う。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護

算定要件（(4)～(10)は新設）	加算（Ⅰ）：1,200単位 （新設）			加算（Ⅱ）：800単位 （現行の1,000単位から見直し）		
	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	○	○	○	○	○	○
(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	○	○	△	○	○	△
(3) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること	△	○	○	△	○	○
(4) <u>日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。</u>	○	○	○	△		
(5) <u>必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</u>	○	○	△			
(6) <u>地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること</u>	○	○	○			
(7) <u>障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること（※）</u>	事業所の特性に応じて1つ以上実施	事業所の特性に応じて1つ以上実施	○			
(8) <u>地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること</u>			事業所の特性に応じて1つ以上実施			
(9) <u>市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること</u>	△	△	△	△	△	
(10) <u>地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること</u>	△	△	△	△	△	

令和7年度福津市介護事業所等集団指導資料

(※) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件

ケアプランデータ連携システムについて

対象：全サービス



ケアプランデータ連携システム

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。



Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

4

出典：公益社団法人 国民健康保険中央会『ケアプランデータ連携システムについて』より引用・編集

ケアプランデータ連携システム

3つのメリット

かんたん



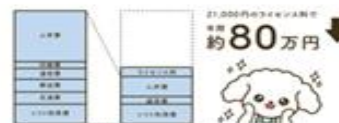
計画書(1表、2表)や提供票データ(6表、7表)といったCSVファイルなどをドラッグ&ドロップするだけで送信準備完了。郵送やFAXなどの送付の手間から解放されます。

あんしん



記載ミスや書類不備が減り、手戻りが減少。介護報酬請求で使用されているセキュリティ方式を採用し、安全性は万全。導入から運用まで、安心のサポート体制を提供します。

さくげん



やりとりにかかる業務時間を約1/3に抑えられる研究結果があります。費用については、ライセンス料21,000円の投資で年間約80万円の削減が見込めます。

Copyright© 公益社団法人 国民健康保険中央会

〔出典：令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」〕

- ▶ 【お知らせ】（令和8年1月13日付 厚労省通知）
- ▶ 現在ケアプランデータ連携システムの登録を行うと、ライセンス料が無料となるキャンペーンが実施されていますが、令和8年度中も引き続き無料で利用できるとの国の通知が出ています。
- ▶ 介護保険最新情報vol.1460介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業、ケアプランデータ連携システムの利用促進及び介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援策について（PDF：1.53メガバイト）別ウインドウで開きます

運営推進会議について

対象：地域密着型サービス



介護情報基盤の概要

対象：地域密着型サービス



介護情報基盤の概要

介護事業所のみなさまへ



ご清聴ありがとうございました。

